農業機械研修実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、専門学校山梨県立農林大学校研修規程(平成20年4月1日制定)第2条に基づき、農業機械研修(以下、「機械研修」という。)の研修内容について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 農業機械は、経営規模の拡大や作業能率の向上・労働負担の軽減など、生産性向上を図る上で欠くことのできないものとなっているが、一方で農業機械による事故の多発や機械利用経費の増大などが課題となっている。

このため、農業機械の基礎知識や基本的な操作技術、農作業安全、保守管理等を内容とする研修等を実施する。

(研修生及び研修期間)

- 第3 研修生及び研修期間は次に掲げるとおりとする。
 - (1)研修生は、山梨県内に在住する農業者、農業法人就業者、農業研修生、農業指導者、その他校長が認める者を受講者とする。
 - (2) 研修期間は各研修実施要領に定める期間とし、研修生の農業経験、あるいは 過去に専門学校山梨県立農林大学校(以下、「大学校」という。)が主催した他の研修への参加経験は問わない。

(定 員)

第4 研修の定員は設備あるいは他の研修内容を勘案し、各研修毎に毎年度決めるものとする。

(研修時間及び休日)

第5 研修時間は、大学校開講日の午前9時から午後4時までを基本とし、休校日 は研修を行わない。

なお、自然災害又はその他特別な事由により休校日及び規定の時間外にやむ をえず研修を行う場合は、大学校校長(以下「校長」という。)の承諾のも と、これを実施することができる。

(研修生の心得)

第6 研修生は、大学校の研修生としての自覚と礼節を保ち、下記に留意し研修を行

う。

- (1)研修期間中は校長の定める各研修毎の実施要領に従い、研修に専念するものとする。
- (2) 研修期間中の病気,事故、その他の事情により研修を中止又は休止する事態が生じた場合は、校長に申し出、その指示を受ける。
- (3) その他必要なことは、校長が別に定める。

(実施手続)

- 第7 実施手続は次に掲げるとおりとする。
 - (1)機械研修受講を希望する者は、受講申込書(様式第1号)を校長が定める期日までに提出しなければならない。
 - (2)校長は研修受講希望者に対し書類審査を行う。
 - (3)校長は審査の結果を受講希望者に通知する。
 - (4) 受講を許可された研修生は、受講料を指定の日までに納入する。
 - (5)校長は、正当な理由が無く、前項の手続きを完了しない者に対して、受講の許可を取り消すことができる。

(指導)

第8 大学校は、研修生の状況を適切に把握し指導を行う。

(研修の中止)

第9 研修生の健康が損なわれた場合および6で定めた事項に反する場合,あるいは その他の事由により研修の中止が妥当と認められた場合は、校長は研修を中止さ せることができる。

(受講料)

第10 研修生は別表第1により定めた金額を、研修実施日(研修期間が2日以上に 及ぶ場合は、その研修期間の初日)の10日前迄に所定の方法により納付しなけ ればならない。

(受講料の不返還)

第11 納められた受講料は、研修が不実施となった場合を除き返還しない。

(証明書等の交付)

第12 校長は研修生がつぎの要件を満たした場合、証明書等を交付することができる。

- (1)小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)安全衛生特別教育修 了証書〔研修の全ての課程を受講し、かつ学科教育終了後に行う試験で正答率 60%以上の場合〕
- (2)農作業安全に関する基礎的な研修(基礎研修) [令和5年3月31日農産局技術普及課長「農作業安全に関する研修実施の進め方等について(通知)」によるもの]

(負傷等の責任)

第13 研修生が研修期間において不慮の事故で負傷等した場合、研修生自身にその 責任が帰属し、大学校は一切その責を負わない。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、研修生に関し必要な事項は校長が別に定める。

附則 この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附則 この要綱は令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第10関係)

受講料

研修名	受講料	備考
トラクター単体研 修	3,000円	@500円/日×6日
トラクターけん引研修	3,000円	@500円/日×6日
トラクター作業機基礎研修	500円	@ 5 0 0 円/回
小型バックホー研修	1,000円	@500円/日×2日
その他の研修	1回または1日につき500円	

受 講 申 込 書

令和 年 月 日

専門学校山梨県立農林大学校長 殿

専門学校山梨県立農林大学校の研修を受講したいので申し込みます。

研修区分						
受講目的						
(具体的に記入 すること)						
現有免許・資格	普通自動車	: 有 無	その他	:		
本籍・国籍	都・道・府・	県名または国	名:			
	Ŧ	_				
現住所	山梨県					
ふりがな						
氏 名						
生年月日	昭和・平成	年	月	日生	年齢	歳
日中連絡可能な		_	(FAX	: –	_)
電話番号等	メールアドレ	ノス (@)
職業	1 農業者	2農業従事者	(雇用)	3農業研修生	4農業	
	5 その他:	()		
農業経営面積		経営品目				
または	a	または				
指導対象地域		指導品目				
勤務先・研修先	名称:					
(所在地)	⊤ −					
(電話番号)	_	_	(FAX	: –)

令和○年度 農作業安全に関する研修(基礎研修※1)

受講証明書

発行年月日:○年○月○日

下記受講者について、令和〇年度農作業安全に関する研修(基礎研修)の受講を 修了したことを証明します。

受講者氏名 ○○○○※1

受講場所 〇〇県〇〇市

講義名称 基礎研修

発行者	専門学校山梨県立農林大学校		
(研修実施主体)			
研修講師※4	○○ ○○ (○-0000号注)		
	注:農作業安全に関する指導者研修の受講修了者は、		
	受講証明書に記載の受講者Noを記載してください。		

※1 複数の受講者分をまとめて発行することも可能です。